

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認をおこなうことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。

2 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、茨城県土木部・茨城県企業局の建設工事必携（以下「建設工事必携」という。）写真管理基準及び営繕工事写真撮影要領（以下「営繕写真要領」という。）に準ずるが、建設工事必携「2-5 写真の編集等」及び営繕写真要領「4.(1)」に規定されている写真編集には該当しない。

3 対象工種及び必要な機器の導入

(1) 対象工種については、建設工事必携の写真管理基準及び営繕写真要領に準ずるものとする。

(2) 対象工事については、受注者が監督員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨を別紙様式「使用申請（承諾）書」にて申し出、監督員の承諾を得るものとする。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、建設工事必携の写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕写真要領「2.(3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること。かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用すること。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のた

めに参照すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）※¹」に記載している技術を使用していること。

(4) 使用機器の選定は、JACIC情報共有システムに記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア※²」を参照すること。

なお、信憑性確保の観点から、原則、この使用機器の事例から選定すること。

(5) 導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者が選定するものとする。

(6) 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費写真管理に要する費用に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

※1 URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」

※2 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」

4 特記仕様書

特記仕様書は、以下の記載例を参考に作成するものとする。

【特記仕様書記載例】

第●●条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行なうことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、別紙様式「使用申請（承諾）書」にて申し出、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の要件の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、茨城県土木部・茨城県企業局の建設工事必携（以下「建設工事必携」という。）写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕工事写真撮影要領（以下「営繕写真要領」という。）「2.(3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）^{※1}」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、JACIC情報共有システムに記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア^{※2}」を参照すること。なお、信憑性確保の観点から、原則、この使用機器の事例から選定すること。

※1 URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」

※2 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、提示した使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、建設工事必携の写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕写真要領「2.(3)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式（物理的小黑板利用）の撮影を併用することを認めるものとする。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、建設工事必携の写真管理基準及び営繕写真要領に準ずるが、小黒板情報の電子的記入については、建設工事必携「2-5 写真編集等」及び営繕写真要領「4.(1)」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行なった写真の納品

受注者は、小黒板情報の電子的記入を行なった写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者はデジタル工事写真信憑性チェックツール^{※3}又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行ない、その結果を併せて監督員へ提出し、確認を受けること。

※3 URL「https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php」

別紙様式

令和 年 月 日

使用申請（承諾）書

つくば市長 ○○ ○○ 宛て

株式会社 ○○○○建設
現場代理人 ○○○○

以下の工事について、小黑板情報の電子化を実施したく申請します。

工 事 名	
場 所	
工 期	
対 象 工 種	
使用機器・ ソフトウェア等	
信憑性確認 の方法	
写真納品の方法	

令和○○年（ 年）○○月○○日

上記内容について、承認します。

総括監督員（自署）

主任監督員（自署）

※2部作成すること。

【記入例】

別紙様式

令和 年 月 日

使用申請（承諾）書

つくば市長 ○○ ○○ 宛て

株式会社 ○○○○建設
現場代理人 ○○○○

以下の工事について、小黑板情報の電子化を実施したく申請します。

工 事 名	3市単○○第○○号○○地区○○工事
場 所	つくば市○○地内
工 期	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
対象工種	※実施対象を明確に記入すること。 (例)全工種、土工事のみ、施工状況のみ、出来形のみ等
使用機器・ ソフトウェア等	※使用機器・機能・製品名・形式など詳細に記入すること。
信憑性確認 の方法	※確認方法について明確に記載すること。 (例)上記機器に搭載されているチェックシステムを使用する。 (例)J-COMSIAのチェックツール(無償)を使用する。
写真納品の方法	(例)工事写真帳に含め提出する。(紙媒体による写真) 併せて信憑性確認結果を提出する。(紙媒体, CSV ファイルデータ)

令和○○年（ 年）○○月○○日

上記内容について、承認します。

総括監督員（自署）

主任監督員（自署）

※2部作成すること。